

(23) 寮生会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、明石工業高等専門学校寮生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学寮規程に則り規律ある共同生活を自主的に運営し、その活動を通じて寮生の人間形成を助長することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、明石工業高等専門学校寮生全員をもって構成する。

(運営機関)

第4条 第2条の目的を達成するため本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 委員会
- (4) 室長会
- (5) 週 番

第2章 総会

(地位)

第5条 総会は、本会の最高議決機関であり、寮長がこれを招集する。

(定期総会)

第6条 定期総会は、毎年3回開催するものとし、その時期は、2月、4月、7月を原則とする。

(臨時総会)

第7条 臨時総会は、次の場合に開催しなければならない。

- (1) 寮生の3分の1以上から総会の招集を請求された場合
- (2) 役員会が総会の招集を必要と認めた場合

(総会の招集)

第8条 総会の招集は、原則として5日前までに日時、場所、議題を掲示によって行わなければならない。

(総会の議決事項)

第9条 総会において議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 寮長の選出
- (2) 役員（各寮、寮長、副寮長は除く）の承認
- (3) 会計監査の選出
- (4) 会則の制定及び改廃
- (5) 予算及び決算の承認
- (6) その他寮生会運営上の重要事項

(総会の定足数)

第10条 総会は、寮生の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。

(総会の議決方法)

第11条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、第9条第1号、第2号、第4号及び第5号にあっては、寮生の過半数の賛成を必要とする。

2 第9条第6号のうち議長又は出席者の要請によって出席者の過半数の同意によって特に重要と認められた事項については、前項ただし書の規定を準用する。

(議長の選出方法)

第12条 議長、副議長は、定期総会において最高学年又はこれに準ずる学年から選出する。

(議長の任期)

第13条 議長、副議長の任期は6カ月とし、第1期は4月から9月まで、第2期は10月から翌年3月までとする。

2 補欠により選出された議長、副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 役員会

(役員会の構成職務)

第14条 役員会は、次の者をもって構成し、寮生会の運営に関する事項を審議してその執行に当たる。

- (1) 寮 長 1名
- (2) 副 寮 長 1名

- (3) 各 寮 寮 長 3名
- (4) 各 寮 副 寮 長 3名
- (5) 内 務 委 員 長 1名
- (6) 文 化 委 員 長 1名
- (7) 保 健 衛 生 委 員 長 1名
- (8) 食 堂 委 員 長 1名
- (9) 会 計 委 員 長 1名
- (10) 体 育 委 員 長 1名
- (11) 防 災 委 員 長 1名
- (12) 書 記 2名

(役員会の招集)

第15条 役員会は、寮長が必要と認めた場合及び役員現在数の3分の1以上から請求があった場合寮長が招集する。

(役員の設定数)

第16条 役員会は、役員現在数の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 寮 長 寮生を代表し、寮生の融和と規律の保持に努め寮生活の向上を図る。
- (2) 副寮長 寮長を補佐し、寮長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 各寮寮長 寮長を補佐するとともに、総会役員会の決定に基づき各委員長と協議の上、所属寮の各委員を指揮してその運営に当たる。
- (4) 各寮副寮長 各寮寮長を補佐し、各寮寮長に事故ある時は、その仕事を代行する。
- (5) 内務委員長、文化委員長、保健衛生委員長、食堂委員長、会計委員長、体育委員長、防災各委員長 各委員会代表として寮長を補佐し、各委員会の運営に当たる。
- (6) 書 記 役員会の庶務を処理するとともに総会等の記録を作成し保管する。

(役員の出選方法)

第18条 寮長は、最高学年又はこれに準ずる学年から出選する。

- 2 副寮長、各委員長及び書記については、寮長が総会において推薦し、その承認を受けなければならない。
- 3 各寮寮長、副寮長は、各寮の寮生の互選により出選する。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は6ヵ月とし、第1期は4月から9月まで、第2期は10月から翌年3月までとする。

- 2 補欠により出選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその仕事を行う。

第4章 委員会

(委員会の種類)

第20条 役員会の下に次の委員会を置く。

- (1) 内務委員会
- (2) 文化委員会
- (3) 保健衛生委員会
- (4) 食堂委員会
- (5) 会計委員会
- (6) 体育委員会
- (7) 防災委員会

(委員会の構成出選方法)

第21条 各委員会は、委員若干をもって構成する。

- 2 委員は、各寮毎に委員長が指名し、寮長が任命するものとする。

(委員会の所掌業務)

第22条 各委員会の所掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 内務委員会
 - ア 寮規則の遵守に関すること。
 - イ 選挙管理に関すること。
 - ウ その他、他の委員会に属しない事項
- (2) 文化委員会

- ア 寮生の文化活動に関すること。
- イ 寮生会主催の文化諸行事に関すること。
- (3) 保健衛生委員会
 - ア 寮生の保健衛生に関すること。
 - イ 寮の清掃美化に関すること。
 - ウ 寮救急箱の管理に関すること。
- (4) 食堂委員会
 - ア 食堂の運営に関すること。
 - イ 寮生の嗜好調査に関すること。
 - ウ 食堂の衛生管理に関すること。
- (5) 会計委員会
 - ア 寮生会の予算及び決算に関すること。
 - イ 寮生会の出納経理に関すること。
- (6) 体育委員会
 - ア 寮生の体育活動に関すること。
 - イ 寮生会主催の体育諸行事に関すること。
- (7) 防災委員会
 - ア 寮の設備器物の保全に関すること。
 - イ 火災予防、盗難防止に関すること。

(特別委員会)

第23条 役員会又は総会で必要と認めた場合は、第20条の規定にかかわらず、特別委員会を設けることができる。ただし、その委員会は、所期の任期が終了すれば解散するものとする。

(委員の任期)

第24条 第21条に規定する委員の任期は、第19条第1項の規定を準用する。

第5章 室長会

(室長会の構成任務)

第25条 本会に各ブロックの構成員の互選により選出された室長をもって構成する室長会を置き、役員会の諮問に応じて寮生会の運営に関する重要事項を審議する。

(室長会の招集)

第26条 室長会は、寮長が招集し、その議長となる。

(室長会の定足数)

第27条 室長会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことはできない。

(室長の任期)

第28条 室長の任期は、第19条第1項の規定を準用する。

第6章 週番

(週番の任務)

第29条 本会に次の業務を処理するため週番を置く。

- (1) 寮の日課の励行に関すること。
- (2) 寮内放送並びに電話の管理に関すること。
- (3) その他寮長の指示する事項の処理に関すること。

2 週番は日誌を記入し、寮長に提出する。

(週番の選出方法)

第30条 週番は2名とし、役員1名、委員1名をもってこれに充てる。

2 週番の勤務割については、寮長がこれを定める。

第7章 会計

第31条 本会の経費は、会費及び雑収入をもってこれに充てる。

2 会費は、月額100円とし、所定の日までに会計委員会に納入しなければならない。

(会計年度等)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の年度を2期に分け、第1期を4月1日から9月30日まで、第2期を10月1日から翌年3月31日までとする。

3 決算は、各期末に行わなければならない。

第8章 会計監査

(会計監査の任務)

第33条 会計監査は、本会のすべての会計を監査し、その結果について総会に報告しなければならない。

(会計監査の権限)

第34条 前条の監査を遂行するため必要がある場合は、いずれの機関に対しても必要書類の提出を命ずることができる。

(会計監査の選出)

第35条 会計監査は2名とし、定期総会において最高学年又はこれに準ずる学年から議長の推薦により選出する。

(会計監査の任期)

第36条 会計監査の任期は、第19条第1項の規定を準用する。

第9章 会則の制定及び改廃

(会則の改廃)

第37条 第7条の規定により会則の制定又は改廃について請求があった場合は、その請求のあった日から1週間以内に臨時総会を開かなければならない。

第10章 リコール制

(役員のリコール)

第38条 寮長の解任について、第7条第1号の規定により請求があった場合は、その請求のあった日から1週間以内に臨時総会を開かなければならない。

2 リコールの議決は、寮生の過半数の賛成を必要とする。

(役員の新補充)

第39条 リコールが成立した場合は、解任されるものとし、リコール成立の日から1週間以内に臨時総会を開き、寮長を選出しなければならない。

2 前項の臨時総会は、議長がこれを招集する。

(役員の新解任)

第40条 寮長が役員を解任しようとする場合又は解任により新たに役員を選出しようとする場合の手続は、第38条又は第39条の規定を準用する。ただし、リコールとあるものを解任と、議長を寮長と読替えるものとする。

(各寮寮長のリコール)

第41条 各寮寮長の解任について、各寮(所属寮)寮生の3分の1以上から請求があった場合の手続きは、第38条又は第39条の規定を準用する。ただし、寮生とあるものを各寮寮生と、臨時総会とあるものを各寮寮生集会と読替えるものとする。

第11章 権利の停止及び異議の申し立て権

(権利の停止)

第42条 寮生が故意に会則の違反又は寮生会活動の妨害を行った場合は、寮長は、室長会に諮問又は役員会で審議して、その会員の権利の停止を校長に要請することができる。

2 寮生の権利停止の要請が役員会で決定した場合、寮長は、事前に本人に通告しなければならない。

(異議の申し立て)

第43条 前条第2項の規定による通告を受けた寮生は、その日から1週間以内に総会に異議の申し立てをする権利を有する。

第12章 補則

(細則)

第44条 この会則施行についての細則は、役員会総会の議を経て別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和43年12月12日から施行する。

附 則 (平成元年.9.6)

この会則は、平成元年9月6日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。